

大 監 第 2 9 号
令和7年2月18日

大 河 原 町 長 齋 清 志 殿
大河原町議会議長 岡崎 隆 殿
大河原町教育委員会教育長 鈴木 洋 殿

大河原町監査委員 永井 昌利
大河原町監査委員 佐久間 克明

令和6年度随時監査の結果について（報告）

大河原町監査基準に準拠し地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

1. 監査対象

(1) 工事

- ①大地都 R6-2 賑わい交流拠点施設整備盛土造成工事（第1工区）
- ②大地都 R6-3 賑わい交流拠点施設整備盛土造成工事（第2工区）
- ③大地都 R6-4 賑わい交流拠点施設整備盛土造成工事（第3工区）
- ④大河原町立金ヶ瀬小学校 校舎・屋内運動場外壁ほか改修工事
- ⑤大農土水 R6-2 上谷2号樋門応急復旧工事
- ⑥大水工施 R6-1 南原前加圧ポンプ場建設工事
- ⑦大水工配 R6-1 緑町地区配水管布設替工事
- ⑧大公下改 R6-1 西桜町地区ほか污水管渠更生工事

(2) 備品

- ①総合体育館バスケットゴール
- ②役場庁舎内置き型授乳室購入
- ③児童生徒用机・椅子購入

2. 監査実施日

令和7年2月17日(月)・18日(火)

3. 監査の着眼点

監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めているかどうかを着眼点とした。

4. 監査実施内容

令和6年度の工事施工の概要を把握するため、発注工事の中から主たる工事を抽出して契約関係書類を確認するとともに、関係職員に対する聴取を行った。

令和6年度の備品購入の概要及び活用状況を把握するため、購入した備品の中から主なものを抽出して契約関係書類を確認するとともに、関係職員に対する聴取を行った。また、備品管理状況を確認するため現物を調査した。

5. 監査結果及び意見

監査対象となった工事・備品については、起工伺、指名業者選定、各種仕様書、納品等事業完了まで、関係法令、規定、基準に従ってほぼ適正に実施され、また、実施されることとなっている。

対象とした工事及び備品について、契約関係書類並びに現物を調査したところ、概ね良好に施行され、管理されているものと認められた。

なお、事務処理等の軽易な事項については担当課に口頭指導したほか、大河原町監査基準第14条第2項に基づく意見は〔別紙〕のとおりである。

《是正又は改善が必要である事項》(勧告)

1. 工事請負費

なし

2. 備品購入費

なし

《意見》

1. 工事請負費

○仕様書等に対する質疑・回答書について

金ヶ瀬小学校外壁工事における質疑・回答書で「校舎北側境界線上の高圧線に対する防護管は必要ないか」や「工事に係る樹木等の対応はどうか」等の質問に対し、「工事の中で請負者と協議対応」や「学校側と協議決定」といった回答がされていた。これらの事項はいずれも工事発注前に事前調査、あるいは協議されるべきもので、今後はあらかじめ工事内容に反映されるよう努力されたい。

それらができない場合は、あらかじめ現場説明書にその旨を記載すべきであり、今後発注される同種の工事すべてにおいて考慮するよう努力されたい。

上記の対応を行うことにより、今後は変更契約の減少及び契約に必要な労力や作業時間の短縮にも繋がると思われる。

○賑わい交流拠点施設整備盛土造成工事

盛土について、県の工事により松川(蔵王町)で掘削した土砂が運び込まれている現状は、経済的、効率的であり、今後の大規模工事においても参考にすべきものと評価する。

2. 備品購入費

なし

(永井監査委員・佐久間監査委員)